

甲南高等学校・中学校いじめ防止基本方針

2021年4月1日
甲南高等学校・中学校

1 本校の教育方針

本校は明治・大正時代の教育に見られた画一的な知識偏重の教育に対し、教育の本質に立ち返った「人物育成」を使命とし、一人ひとりの個性を尊重することでそれぞれの天賦の才を引き出し、徳育、体育、知育のいずれにも偏らない調和の取れた人物づくりを目指している。

そのためには、全ての生徒が自由闊達な環境の中で学校生活を送ることができるように、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条¹の規定に基づき、日ごろの生徒指導体制を整備する。いじめの未然防止や早期発見およびいじめを発見した場合、適切に対処するため、この「いじめ防止基本方針」を制定する。

2 基本的な考え方

本校は2019年に100周年を迎え、伝統の上にさらなる発展を目指している。「学力向上」のみでなく「マナー向上」を学校教育方針の一つと定め、学校全体で生徒指導に取り組んでいる。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」²という認識をすべての教職員が持ち、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) いじめ防止等の組織

いじめの防止、早期発見、対応を適切に行うため、管理職、生徒指導部長、養護教諭、カウンセラーにより構成される「いじめ対策委員会」を設置し、日常の教育相談体制、生徒指導体制を構築する。

(2) 日常の指導体制

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを教職員が認識するとともに、日頃より全教職員が生徒の声に耳を傾け、友人関係が円滑に保たれていることを観察、確認する。また、いじめの防止、早期発見のために、定期的にいじめに関するアンケートなどを活用した検証・評価を行う。その結果をもとに、各学年において学年会議を開き、「いじめ」の防止や早期発見、対処を行う。万一、「いじめ」とみなされる行為が発見された場合、教職員、家庭、その他関係者との連携をしながら、注意深く観察、適切に指導、対処する。

本校では2020年度より全学年の生徒がiPad、あるいはPCを活用して授業を受けている。そのため、LINEやInstagramなどの取り扱いやそれらに関連するトラブルの防止について本校のメディア情報部と連携を取りながら、積極的な指導を行う。

¹（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

² 学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06102402/002.htm

(3) 未然防止及び早期発見のための指導研修体制

管理職、教育研究部員、養護教諭、カウンセラーから構成される、生徒の支援を目的とした「生徒支援委員会」とも連携しながら、いじめの防止の観点から、教職員の資質や能力向上を図る校内研修、相互研修を行う。

(4) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、その事案の内容により、必要部署と連携し、適切に対応する。いじめを認知した場合は、すみやかに情報の収集および記録をし、いじめの事実確認を行う。必要部署と情報の共有を行い、校長の指導のもと、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。（別紙）

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、甲南学園理事長への報告および、私学連合会と兵庫県知事への報告を行うとともに、学校が主体となって、「いじめ対策委員会」で調査し、事態の解決に当たる。

5 その他の事項

徳・体・知のバランスのとれた「世界に通用する紳士」の育成を教育方針とする本校は、信頼される学校、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、学年またはクラス保護者会、三者面談、学校が発信するメールマガジンやClassiでのメッセージなどあらゆる機会を利用して、情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、このいじめ防止基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。